

指定都市市長 殿

愛知県健康福祉部長
(公印省略)

送迎加算における愛知県知事が必要と認める基準について（通知）

「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）の改正により、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型（以下「通所サービス」という。）及び短期入所については、平成24年4月から送迎加算が新設されたところである。

本県においては、国の定めた「通所サービス等利用促進事業事務処理要領」のほか、平成19年4月25日付け19障福第1098号及び平成21年8月7日付け21障福第760号により障害者自立支援対策臨時特例交付金における通所サービス等利用促進事業の取扱いを定め、実施してきたところであり、平成24年度以降においても、通所サービスの送迎加算に対し当該補助金の算定基準を適用することとする。

算定基準及び留意事項については、下記のとおりである。

記

1 算定基準

生活介護サービス費については、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」一部改正（障発0330第5号平成24年3月30日）2の(6)の⑬の(二)において、「平均10人以上の利用者が利用し」を「平均3人以上の利用者が利用し」に読み替えるものとする。

なお、「（ただし、利用定員が20人未満の事業所にあつては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上）」については、適用しないものとしても差し支えない。

上記については、機能訓練サービス費（同3の(1)の⑨）、生活訓練サービス費（同3の(2)の⑳）、就労移行支援サービス費（同3の(3)の⑭）、就労継続支援A型サービス費（同3の(4)の⑬）及び就労継続支援B型サービス費（同3の(5)の⑯）について準用する。

2 留意事項

- (1) 送迎加算の算定に当たっては、燃料費相当について、利用者からの負担を求めてはならない。
- (2) 原則として、居宅とサービス事業所との間の送迎を実施した場合に算定できるが、事業所が集合場所として指定した駅等とサービス事業所との間の送迎についても算定できる。

担 当：障害福祉課事業所・地域生活支援グループ
連絡先：052-954-6317（ダイヤルイン）

<参考>

(6) 生活介護サービス費

①～⑫ 省略

⑬ 送迎加算の取扱い

報酬告示第6の12の送迎加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

- (一) 多機能型事業所又は同一敷地内に複数の事業所が存する場合については、原則として一の事業所として取り扱うこととする。ただし、事業所ごとに送迎が行われている場合など、都道府県知事が特に必要と認める場合についてはこの限りではないこと。
- (二) 原則として、当該月において、1回の送迎につき、平均10人以上（ただし、利用定員が20人未満の事業所にあつては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上）の利用者が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合であることとするが、「平成22年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の運営について（平成23年1月7日障発0107第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」の別紙「障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領」の別添「障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業」の「1. 事業者に対する運営の安定化等を図る措置」の「(3)通所サービス等利用促進事業」において都道府県知事が必要と認めていた基準により実施している場合についても対象となること。
- (三) 指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所と指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合についても、対象となること。
- (四) 送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象とならないこと。
- (五) 「これに準ずる者」とは、区分4以下であつて、543号告示別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が8点以上である者又は喀痰吸引等を必要とする者とする。